

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 あいさつ

会長よりあいさつ

3 議事

（1）岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について

【整理番号（1）-オ第 19 条第 1 項】における例規審査事前チェックリストの運用状況について小出主幹より説明

会 長：男女共同参画基本計画推進委員会や路上喫煙等規制条例検討委員会については市民参加の手続が実施されれば、実施状況の資料に記載されるということか。

事務局：そのとおり。男女共同参画基本計画と路上喫煙等規制条例は資料 3-2-1 「令和 2 年度の実施予定」に記載されていて、予定通り実施されれば、来年度に「令和 2 年度の実施状況」として記載されることになる。条例については、担当部署だけでなく、複数の課で市民参加条例や自治基本条例の事項についてチェックしている。

会 長：例規審査事前チェックリスト運用状況の資料に記載されている岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例や路上喫煙等規制条例検討委員会条例は条例を検討するための委員会を設置するための条例。

条例の内容が自治基本条例の精神を反映しているかどうかについての判定は難しいので、市民参加手続をどれだけ取ったか、また、その手法に注目してチェックするという方法を取っているということだと思うが、チェックについては、引き続き、実施してもらいたい。

【整理番号（1）-ケ①第 24 条第 1 項】について小出主幹より説明

委 員：山車の保存方法について、市はどのように考えているのか。現在、3 町の山車保存会で様々な意見があり、夏の地元の祭礼については、大上市場が天王祭、中本町、下本町が祇園祭を別々で行うなど今後を不安視する声もある。

事務局：市の指定文化財なので、山車そのものの保存、また、山車巡行の文化としての継承に可能な限り努めていきたい。夏の地元の祭礼については、3 町が別の形をとる流れになってきているが、主体はあくまで地元にある。担当課からは、協力、支援はしていきたいと考えているが、あくまで地元の意向を尊重しながら支援をしていくと聞いている。桜まつりに合わせて行う山車巡行については、市が主体として協力をお願いしていることなので、これまで通り、桜まつり期間中に 3 町揃っての巡行をしていただけるように支援をしていきたいと考えている。また、市制 50 周年に合わせて山車を PR できるような取組についても検討していきたいと考えている。

会 長：政教分離の原則から言えば、祭礼については地元が主導していくしかない。ただし、

市が主体となる桜まつりについては、3町揃った形でお願ひしますという支援になるのは仕方がない部分もある。

事務局：市としては3町がバラバラになっているとは思っていないが、例えば、昨年度、大上市場の天王祭が熱中症の影響で中止になった。熱中症のリスクがあるなかで、市として開催をお願いするわけにはいかない。また、現在は、新型コロナウイルス感染症も影響してくる。特に、地元の祭りは、7月末から8月の一番暑い時期に行うので、そのあたりの課題はあるとは考えている。

委員：政教分離の考え方については各保存会も理解している。

市が主体となる桜まつりについては、山車がメインになっている部分もあると思うので協賛行事ではなく主催の一員とすることも検討してほしい。また、委託料の増額についても検討していただきたい。

山車保存会のあり方について、文化の継承など建前はわかるが、実際に山車の修理をするとなったときは予算の取り合いみたいな格好になる。3町で議論、納得した上で、修理、保全をしていくべきだと思う。現在、そういう議論をする場がない。3町の保存会が議論し、確認する場であってほしいと思っている。

会長：あるべき姿と課題について3町の保存会が議論する場を設定することは絶対必要。四日市市にも山車の保存会があるが、一堂に会するという場は4、5年前までなかった。個々の保存会が次世代への継承に向けて取り組んでいたが、やはり個々ではどうしようもないということで、一本化してオール四日市で支援できる体制をつくらうという話し合いの入口まで来た。しかし、それぞれが自分たちの山車の継承に熱心なので、なかなか議論がまとまらないというのも実際のところ。岩倉市のように3町でも大変だと思うが、皆が意見を出し合う場というのは絶対に必要。そうなれば、オール岩倉で支えるためにはどうすれば良いかという議論もできると思う。そうなることを期待したい。

委員：自分も山車に魅力を感じており、実際に山車を曳いている。岩倉市民でも山車を見たことがないという人が結構いる。そういう人も実際に山車を目にするとうごく感動する。山車文化を守っていこうとしても、市民が山車を知らない、見たことがないではその機運は高まらないと思う。3町以外の方が山車に触れる機会が増えると良い。市が主催する桜まつりで山車を見にくる人は市外の人が多い。市外の人に魅力を感じてもらうことはもちろん良いことだが、桜の中の山車や地元の祭礼など3町以外の市民にもっと目にさせていただけるといいなと、そのあたりを市としてバックアップしてもらえないかと期待している。

事務局：市制20周年の時に山車が復活した。それまでも3町それぞれの保存会はあり、別々で祭りを行っていたが、山車をたくさんの人に見てもらいたい、桜まつりで曳いてみてはどうかという話が出て、3町がまとまった岩倉市山車保存会ができたという経緯がある。現在の桜まつりで行われている橋の上でのからくり実演や各山車庫での展示も保存会から出た意見から始まっているという経緯があるので、市としても

3町まとまって山車保存会の活動を継続していただきたい。例えば、提灯がついた山車も綺麗なもので今度の桜まつりでは夜に曳いてみてはどうかなど提案をいただけるのであれば、市でも考えていきたい。今後、市制 50 周年記念事業や山車ができて 400 年という大きな節目も控えている。3町がまとまって提案をしていただけるのであれば市としても実現していきたいと考えている。

委員：地元以外の人に向けて募集をかけて、山車を曳かせるということではできないのか。

事務局：人が足りているという町はないと思う。各町が市内の子ども会に声をかけて今の状況になっている。中本町は市外の人も良い。3町とも地元以外の市民に参加してもらうことを考えて色々行っている。

委員：そういうことを市制 50 周年に合わせては行わないのか。

事務局：そういうことを市が考えるのではなく、3町の山車保存会から提案していただき、その提案に対して検討や支援をしていきたいと考えている。

会長：3町のまとまりを作り、そこで課題や今後の方向性について検討して、具体的な提案をしてもらえると市としても支援しやすいということ。まずは、民の立場で保存会をまとめる、もしくは、再構築することが課題ということ。

四日市市の大入道山車に 10 年以上関わっていて、毎年、学生を連れていく。この 10 年間で大きく変わったのは舞台に女性が上がれるようになったこと。女子学生も参加するが、10 年前は女性が舞台に上がることに保存会の年配の方からかなりの反対があったらしい。現在の保存会の会長さんは、少しずつ変わっていくしかないと話している。地元の小学生に参加してもらうときに、女の子はダメとは言えない。そういう部分では変わっていくしかないが、変わっていい部分と変わってはいけない部分の区別をしっかりとつけないといけないとおっしゃっている。伝統があるほど変えてはいけないものがあるが、それが納得のできる変えてはいけないものかどうかは議論が必要。

【整理番号（1）-ケ②第 24 条第 1 項第 2 項】について小出主幹より説明

会長：令和元年度の審議会で、次期総合計画を策定する上で自然生態園についての議論が必要との意見があったが、総合計画の中での議論は始まっているのか。

事務局：総合計画の中で「自然生態園で生息するトンボの種類」という指標を設定しているが、次期総合計画策定の議論の中では種類が減ってきているという課題なども挙げられていた。総合計画については、現在、分野別の計画が概ね固まりつつあるという状況。その中で、自然生態園については、岩倉市における自然環境の保全において非常に重要な役割を担っているため、今後も自然生態園を核とした事業には取り組んでいくということは共通の認識として持っている。一方で、指標については見直す方向で調整し、自然体験学習をどのように進めていくかなど、そうした部分での指標設定を検討しているところ。いずれにしても、自然生態園は岩倉ならではの取組と考えているので、ここを核、軸として、様々な取組を発展的に進めていく

いという思いは担当課とも一致している。

【整理番号（１）-ケ③第 24 条第 1 項第 2 項】について小出主幹より説明

会 長：農地について、生産緑地制度が終了したら、どんな形で農地の保全に影響が出てくるかということについてはどうか。

事務局：制度の終了は再来年度の冬。生産緑地の所有者へのアプローチを順次進めているが、あくまで所有者の意向を尊重しながら手続きを進めていくという対応になる。

委 員：五条川について、自分が小学校の頃は釣りとかしていたが、今はいない。子どもが釣りができたり、遊べるような環境をつくる計画はないのか。

事務局：釣りに関しては制限をしているわけではなく、環境保全課が市民参加により、岩倉市五条川魚釣りルール 10 か条という釣りをするためのルールを作った。水量の面から、下流域での話として推奨しているので、まちなかで身近に釣りを楽しむという形ではないが、釣りをするときのルールを定めて周知している。

委 員：水位は昔から調整していたのか。昔はまちなかでも 50 cm 程度はあったと思う。

事務局：水量の調整は市ではなく、県がメインになって上流域から調整をしている。市としても、生物の多様性やその維持の面から一定の水量は必要なので県に対して要望等はしている。また、市民活動団体の方々も一緒に県に行き、要望等取組をしているが、そうした部分だけで水量が上がっていくものでもない。

委 員：五条川の鯉は外来種だと思うが、駆除等についてどう考えているのか。何か影響があるような気がする。

事務局：駆除はしていない。

委 員：岩倉の鯉は市民のものという意識があり、駆除はしていない。昔は、五条川で生まれた鯉の卵をプレゼントしていたが、外来種と言われるようになってからは黒メダカの卵に変えた。外来種のミシシippアカミミガメは害があるので駆除している。

会 長：明らかに害があるものについては積極的に駆除しているということ。

事務局：子どもたちが五条川に親しむということについては、毎年、岩倉の水辺を守る会が五条川で水辺まつりを開催していて、多くの子どもたちが参加している。子どもたちにとっても五条川で遊んだという思い出づくりになっていると思う。

委 員：農地の保全について、課題や今後の取組の方向性を見てみると、大規模農家に農地を集約していくと読めるが、個人的には、岩倉は大規模な農業には向かず、まちな近いメリットを生かしていく方が良いと思っている。住宅地に点在している小さい農地を生かして家庭菜園程度でも行う人が増えれば、岩倉の自然に理解を示す市民が増えてくることにもつながると思う。国際的にも小規模農家、小農家も大事だと宣言が出されていて、岩倉は条件が整っていると思う。そのような方向性で進めてもらえると岩倉市の自治基本条例の規定にも沿うような形になっていくと思う。

事務局：大事なことだと認識している。市内にはたくさんの市民農園がある。また、農業体験塾や子どもたちに田植えから刈り取りまでを体験してもらって稲作り体験なども

実施している。今後も、農業が大事であることを市民の方に知っていただき、農に親しむ施策をしていきたい。

会 長：岩倉ならではの話でもある。住宅と接近して農地が点在していることは大きいし、名古屋から特急だと 10 分でそういう環境に辿り着くというのは素晴らしいこと。今後もぜひ取り組んでほしいと思う。

耕作放棄地について、岩倉市内にはあまり無いのか。

事務局：あるとは聞いている。農業委員さんたちにパトロールしていただき、そういったところがあれば、所有者に手紙を送って是正してもらうようにしている。また、草刈り等が大変だという所有者には、そういった管理をしてくれる JA の農地保全管理組合を紹介するなど遊休農地をなくす方向で取り組んでいる。

委 員：自治基本条例に、岩倉の誇るものとして、桜、山車、自然を規定している割には対外的な PR がすごく弱い。ホームページを見ても、山車などにはたどり着かない。岩倉市や山車について調べたいときに最初に出てくるのが一般の方の動画だったりする。岩倉市のトップページに、山車と桜、自然が素晴らしいということに触れるようなポイントを一つ作っていただきたい。

会 長：大事な提案。

事務局：市は山車の所有者ではないので控えているという面もある。そんなこと気にせず PR すべきという意見もあるので前向きに捉えたい。桜も市の所有ではなく、元々は市民が植えたもの。管理する人がいないから市が財産として管理をしているものであるが、市民の皆さんの声をいただきながら、市が岩倉の誇るものとして PR していけるよう考えていきたいと思う。

委 員：ほとんどの部分で岩倉五条川桜並木保存会の活動が関わっている。活動が市民に見えるようにしてほしいと思う。

会 長：縁の下で活動している市民の方々がいるということ PR する必要はある。

(2) 審議会報告書について

【岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書（案）】について小出主幹より説明

会 長：報告書については、本日の審議内容も加えてまとめていく。審議会が出た意見・論点、意見まとめを中心に確認し、意見等あれば事務局まで連絡してください。

(3) その他について

【参考資料】岩倉市議会基本条例の検証シート（令和元年度（2019））について小出主幹より説明

会 長：議会基本条例に基づく事項について、議員が自ら検証した結果の報告である。今後の課題に、次年度からの検証は、内部評価に加えて、第三者評価の創設を引き続き検討することと記載があるが、一時期、議会基本条例の外部評価を本審議会で行っ

てはどうかという意見がなかったか。

事務局：一部でそうした意見も出ていたが、全体としての意見は出てきていない。最新の検討状況については把握できていない。

会 長：本審議会は市長からの委嘱を受けて市政に関しての自治基本条例の検証をする場である。議会基本条例の外部評価をするというのは少し違うと思うので、議会は議会で第三者委員会を作って検証してもらいたい。そういう仕分けは必要だと思う。

4 市長への報告

会長、職務代理から市長に岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書を提出

5 その他

委員任期が今年度で満了するため、来年度について事務局より以下のとおり連絡
検証の継続性の観点から引き続き委員への就任を依頼させていただきながら、一定の入れ替えも必要と考えているので、今後、本人の意向も確認しながら個別に相談させていただく。